

第2章 人権施策の推進方向

1 人権教育・啓発の推進

人権教育・啓発推進法では、人権教育を「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」とし、人権啓発を「国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く）」としています。

本市は、家庭、学校、地域社会、職場などのあらゆる場面を通して、市民一人ひとりが人権を尊重することの重要性を正しく認識し、他人の人権を十分に尊重した行動がとれるよう、日常生活の経験など具体的なものを自分の問題として捉え、考えてもらうなど、身近で分かりやすい人権教育、人権啓発を推進します。

(1) 家庭

<現状と課題>

家庭は、子どもにとって、家族とのふれあいを通じ、愛情や思いやりの心など人権の基礎的要素を育み、基本的な生活習慣や社会規範を身に付け、人格を形成する基盤となっています。

しかし、核家族化や少子高齢化などの家庭を取り巻く社会環境の変化もあり、子どもへの過干渉や養育の怠慢・放棄、高齢者への虐待や介護放棄、配偶者等からの暴力（DV＝ドメスティック・バイオレンス^{*}）など、深刻な問題が生じています。

子どもの人格の形成は親のかかわり方が大きいことから、親自身が差別をしない、偏見を持たない、暴力を振るわないといった人権を大切にする生き方を日常生活の中で子どもに示すことなど、人権意識を育てる家庭の役割が重要となっています。

この家庭での教育は、生涯学習の原点であると同時にあらゆる教育の出発点であり、豊かな情操や思いやり、善悪の判断などの基本的な倫理観等を育むうえで、極めて重要な役割を担っています。それぞれの家庭の独自の生き方を尊重しつつ、家族を構成する男女の人権が尊重され、かつ、個人としての尊厳が重んじられるよう、家庭に対する意識啓発や家庭での教育機能の向上が求められています。

＜施策の推進方向＞

- *夫婦や親子でともに学ぶことのできる人権学習機会の充実に努めます。
- *子育てに不安や悩みを抱える親等への相談体制の整備を図ります。
- *家庭での人権学習に必要な情報や資料の提供に努めます。
- *男女がともに協力して、子育てや家事、介護などに参加するための意識改革に向けた啓発活動に努めます。

(2) 学校

＜現状と課題＞

学校は、幼児・児童・生徒のそれぞれの発達段階に応じ、学校教育活動全体を通して、人権尊重意識を高め育むための一人ひとりを大切にした教育の充実に努めていますが、学校現場でのいじめ問題などは、依然として存在しています。

国の基本計画では、人権教育が知的理解にとどまり人権感覚*が十分身につけていないなど指導方法の問題、人権尊重の理念の十分な認識が必ずしも教職員に行き渡っていないなどの問題があります。

自分の大切さや他人の大切さを認め合う心、他人の痛みや気持ちを理解し行動に移せるなど他人を思いやる心、正義感、公正さを大事にする心など、豊かでたくましい人間性を育成することが重要となっています。

＜施策の推進方向＞

- *子ども達の発達段階や地域の実情に即した人権教育計画を立案し、教育活動全体を通して人権教育の日常化を図ります。
- *人権を尊重する意識を育み高めるための体験学習や参加型学習の導入など、教育方法に創意工夫を凝らします。
- *子ども達が豊かな感性や思いやりの心を育て、お互いの人権を尊重する意識や行動を育てるための教育内容の充実に努めます。
- *教職員の人権感覚、人権尊重の理念についての認識を深めるための研修の充実に努めます。

(3) 地域社会

<現状と課題>

地域社会は、日常生活でふれあう人々との交流を通じて、思いやりの心や豊かな情操が育まれるなど、家庭や学校とともに、人権教育の場としての重要な役割を担っています。このため、地域で暮らす人々の人権意識を高めるための学習の場や機会を整備、充実していくことが大切です。

また、国の基本計画の中で、生涯学習における人権教育が知識伝達型の講義形式による学習に偏りがちであることなどの問題があるとしています。人権を単なる知識として学ぶだけではなく、人権感覚として身に付け、日常生活の中で態度や行動に現れることが求められています。

<施策の推進方向>

- * 地域住民の人権意識を高める学習機会の提供や、地域に住むさまざまな人々同士の交流を促進する事業の実施など、生涯学習の視点に立った人権教育の充実に努めます。
- * NPO*や市民団体などが人権教育・啓発の担い手として、行政と連携・協働して人権意識の普及活動を進めることができるための支援に努めます。
- * 学校教育との連携を図りつつ、青少年の社会性や豊かな人間性を育むため、ボランティア活動など社会奉仕体験活動や自然体験活動、高齢者や障がい者等との交流の機会の充実に努めます。

(4) 職場

<現状と課題>

企業や団体等は、その活動を通じて多くの市民や地域と深く関係しており、その社会的責任を果たすだけでなく、積極的な社会的貢献も求められています。

しかしながら、性別や出身地等による不公正な採用選考、男女の賃金や昇進などでの格差、障がい者の雇用問題、セクシュアル・ハラスメント*、パワーハラスメント*などの人権問題を抱えています。これら職場における人権問題は、当事者間の問題にとどまらず、企業全体のイメージを損なうことにもなりかねません。

このため、人権尊重の視点に立った企業活動や職場づくりを進めるための啓発活動が求められています。

＜施策の推進方向＞

- ＊性別、年齢、国籍などの違いや障がいの有無などの障壁が除かれ、あらゆる人の就職の機会均等が図られるよう啓発に努めます。
- ＊人権感覚を備えた社会人育成の社員研修等を促進するため、人権教育・啓発に関する情報や資料の提供などに努めます。

(5) 特定職業従事者

＜現状と課題＞

人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者は、人権についての正しい理解と認識を深め、人権尊重の視点に立って誠実かつ公正に職務を遂行することが求められています。

医療、福祉関係者は、市民の健康や生命を守ることを使命とし、疾病の治療や予防、介護、相談などに携わり、人間の尊厳に深く関わっていることから、プライバシーへの配慮など、人権尊重に立った活動が求められています。

教職員は、子どもの人格形成を促進し人権意識を高めるうえで重要な役割を果たす立場にあることから、業務の遂行に当たっては、人権に関する正しい理解と人権尊重についての十分な認識を持ち、自らの人権感覚を磨きながら、子どもの発達段階に即した人権教育を行う資質や能力を高めることが重要となっています。

また、市職員は、市民の日常生活のあらゆる場に密接に関与しており、市民の人権を守る責任と義務を持つ立場にあることから、業務の遂行に当たっては、常に人権尊重の視点に立ち、人権問題に対する豊かな感覚を持った行動ができるよう資質や能力を高めることが重要となっています。

＜施策の推進方向＞

- ＊医療、福祉関係者の人権を尊重した活動を促進するための啓発に努めます。
- ＊教職員の資質の向上と指導力の強化を図ります（参加型体験学習など研修内容の充実や組織的、計画的な研修・研究体制の整備）。
- ＊市職員の人権意識の醸成と資質の向上を図ります（さまざまな人権課題に即した研修の実施）。

2 人権擁護体制の充実

2005（平成 17）年度全国での人権侵犯事件の状況報告（法務省人権擁護局）では、同年度に新たに救済手続を開始した人権侵犯事件数は、23,806 件（対前年比 929 件（4.1%）増）と、過去最大の件数となった 2004（平成 16）年度を上回っています。この内、私人間の人権侵犯に係るものが 21,629 件（対前年比 822 件（4.0%）増）、公務員・教育職員等による人権侵犯に係るものが 2,177 件（対前年比で 107 件（5.2%）増）になっています。

また、本市が 2006（平成 18）年度に市民を対象に行った人権・男女・国際に関するアンケートでは、「この 5～6 年の間に不当な差別や人権侵害を受けたと感じたことがありますか」という問いに、22.7%の人が「ある」と答えています。

多様化し複雑化するさまざまな人権問題に対応していくため、本市は、相談や救済、支援などの人権擁護に係る体制の充実に努めます。

人権・男女・国際に関するアンケート（2006（平成 18）年）

「この 5～6 年の間に、あなた自身が不当な差別や人権侵害を受けたと感じたことがありますか。」の質問に対する回答

「感じたことがある」	→	22.7%
「感じたことがない」	→	59.4%
「わからない」、「無回答」	→	17.9%

(1) 相談・支援体制の充実

本市は、女性や子どもに関する相談をはじめ、障がい者や高齢者、外国人など、個別課題ごとに相談機関を設置して対応してきました。

しかしながら、人権にかかわる問題は、複数の要因が絡み合っ発生することが多く、個別の相談機関だけでは対応しきれない事態も生じています。

そのため、人権擁護に関するさまざまな情報を提供し適切なアドバイスを行うワンストップ・サービスによる相談体制を確立するため、各個別相談機関との連携を深め、相談・支援体制の充実・強化を図ります。

(2) 救済・保護体制の充実

人権侵害被害者に対する救済や保護については、法務局や人権擁護委員による人権擁護機関、最終的紛争解決手段として裁判制度などがあります。その他、権利擁護に関して、虐待を行っている親から子どもを保護する措置など子どもの人権を守る業務を行っている児童相談所や、配偶者等からの暴力を受けている女性を支援するための相談や保護を行っている女性サポートセンターなどの県の行政機関があります。

本市は、子どもの虐待や高齢者の虐待、ドメスティック・バイオレンスによる暴力被害など、人権侵害被害者に対する救済・保護に向けての相談事業などを行っていますが、人権にかかわる問題は複数の要因が絡み合っていることが多く、迅速かつ適切な救済・保護がなされるよう、各種人権擁護機関の情報収集や連携に努めていきます。

(3) 情報提供の充実

市民の暮らしの中で人権侵害につながる問題に遭ったときに、主体的な判断によって課題の解決ができるよう、各種相談機関や公的支援制度など、人権擁護に関する支援情報の提供に努めます。

情報提供に当たっては、子ども、視覚障がい者や聴覚障がい者、高齢者、外国人などさまざまな人々に十分配慮し、情報のバリアフリー^{*}化を進めます。



3 分野別人権課題への対応

本市は、この指針の基本理念実現に向けた人権施策を推進するため、人権教育・啓発を推進し、人権擁護体制の充実に努めるほか、女性、子ども、高齢者、障がい者など、個別の分野における固有の課題に応じた施策を推進します。

(1) 女性の人権問題

性にに基づく不平等や差別、偏見、暴力などにより、女性の人権と自由の享受が妨げられていることなどに関する問題を取り上げます。

<現状と課題>

女性の尊厳を保ち人権を守るためには、男女が互いの人権を尊重しつつ責任も分かち合い、個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現が求められています。

男女平等の理念は、日本国憲法に明記されているところであり、法制上も、男女雇用機会均等法などにより男女平等の原則が確立されています。

国は、1985（昭和 60）年に「女性差別撤廃条約」を批准し、1999（平成 11）年に男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする「男女共同参画社会基本法」、2000（平成 12）年に「ストーカー行為等の規制等に関する法律」、2001（平成 13）年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（2004（平成 16）年改正）をそれぞれ施行しました。また、2005（平成 17）年に「男女共同参画基本計画（第 2 次）」が閣議決定されるなど、さまざまな取り組みが行われています。

本市は、2004（平成 16）年に、市、市民及び事業者が一体となって男女共同参画社会づくりをより推進するため「男女共同参画社会づくり条例」を制定しました。

しかし、今日なお社会には、例えば「男は仕事、女は家庭」といった男女の役割を固定的に捉える人々の意識も根強く残存しており、このことが、家庭や職場におけるさまざまな男女差別を生む要因となっています。

また、配偶者・パートナー等からの暴力（DV＝ドメスティック・バイオレンス）や職場等におけるセクシュアル・ハラスメント、性犯罪などの「女性に対する暴力や名誉毀損的行為」は、大きな問題となっています。

＜施策の推進方向＞

- * 男女共同参画社会の形成に向けて、制度・慣習の検証と意識改革を進めます。
- * 女性に対する暴力や名誉毀損の根絶に向けた取組みを推進します。
- * ドメスティック・バイオレンス被害女性への相談支援体制の充実に努めます。
- * (仮称) 新市原市男女共同参画プランに基づいた施策を推進します。

(2) 子どもの人権問題

虐待やいじめなど、子どもに対する直接的な危害や子どもの心身の健全な成長が妨げられることなどに関する問題を取り上げます。

＜現状と課題＞

「児童の権利に関する条約」(1994(平成6)年批准)に、子どもは特別な保護を受ける存在であるだけでなく、自ら権利を行使する主体者であるとしており、子どもの尊厳や生存、保護、発達や自由の保障に、親をはじめ社会全体が取り組むものとしています。

日本における子どもを取り巻く社会環境は、生活様式の変化や少子化・核家族化の進行などにより大きく変化し、人と人とのつながりは希薄になり、かつて家庭や地域が持っていた子どもの自立や共生の力を育む機会が減少しています。

また、今日でも、校内暴力などの問題が存在しており、特に児童虐待やいじめ、不登校などは、大きな問題となっています。

本市は、児童虐待を防止するための施策や、一人ひとりの個性を認め尊重する教育などを実施しています。子どもたちを、市原の宝、市原の将来、日本の将来への希望とし、「かけがえのない子どもたちを守る緊急宣言」を行い、市民の総力をあげて犯罪防止に努めるほか、「子育て4か条」を定め、すべての子どもの幸せを願い、家庭・学校・地域が協力して育てることをめざしています。

大人は、子どもを一人の個人として認め、その意見を尊重して子どもにとっての最善の利益を考える意識を持ち、自分に誇りと自信を持たせ、それぞれの個性を認め尊重する意識を育むことが大切です。

子どもは、その成長の過程の中で、いろいろな経験を通し成長していくものであり、子どもが自信を持って生きていける支援体制の整備が必要となっています。

＜施策の推進方向＞

- *子どもの人権を尊重する社会づくりと、その教育及び啓発に努めます。
- *子どもに自分の人権の尊重、そして相手の人権を尊重する意識を育てる教育を推進します。
- *子どもの健やかな成長を支援する施策を推進します。
- *関係者や地域の連携による児童虐待防止など、子どもの安心安全への取組みを推進します。
- *子どもが自らの意見を表明する機会の確保を図ります。

(3) 高齢者の人権問題

高齢者の自立や生きがいのある健やかな暮らしが妨げられたり、虐待を受けることなどに関する問題を取り上げます。

＜現状と課題＞

日本社会の高齢化は、平均寿命の大幅な伸びや少子化などを背景として極めて急速に進み、2015（平成 27）年には 4 人に 1 人が高齢者という超高齢社会が到来すると予測されています。

本市の高齢者（65 歳以上）は、2006（平成 18）年 12 月 1 日現在、49,129 人であり、総人口に占める割合は 17.5%となっています。今後は、独り暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の増加が見込まれ、また、身体能力の低下や認知症の発症などにより、介護や援護を必要とする高齢者も増加するものと予想されます。

国は、2001（平成 13）年に、高齢社会対策の推進に当たっての基本姿勢を明確にし、対策の一層の推進を図るため、新しい「高齢社会対策大綱」を決定し、2006（平成 18）年に、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援に関する法律」を施行しました。

本市は現在、第 4 次市原市高齢者保健福祉計画（第 3 期介護保険事業計画）に基づき、高齢者に対する保健福祉施策の推進や、介護保険事業の円滑な運営に努めています。

こうした状況の中、高齢者に対する就職差別、介護を要する高齢者に対する介護者による身体的・心理的虐待、あるいは、高齢者の家族等が本人に無断でその財産を処分する経済的虐待などの高齢者にかかわる人権問題が大きな社会問題となっています。

高齢者が、生涯を健康で生きがいを持ちながら元気で自立して地域の中で積極的な役割を果たしていくことができるとともに、介護や援護を必要とする者が、その

尊厳を保持しながらそれぞれの能力に応じた日常生活を営むことができる、高齢化に対応した豊かな社会の実現が求められています。

＜施策の推進方向＞

- * 高齢者の人権、高齢者の心理や身体について、理解を深めるための教育・啓発に努めます。
- * 高齢者の培った技能や知識・経験を生かし、各種社会活動に積極的に参加できる社会への仕組みづくりを推進します。
- * 働く意欲と能力のある高齢者のための就業機会の確保を図ります。
- * 障がいなどのある高齢者が安心して生活が送れる介護、支援に努めます。
- * 高齢者への犯罪や虐待などの防止、擁護のための仕組みづくりを進めます。
- * 高齢者が社会に参加しやすくするため、交通機関や施設などのバリアフリーやユニバーサルデザイン^{*}への取組みを推進します。

(4) 障がい者の人権問題

障がいについての理解不足から、偏見や誤解を受けたり、さまざまな物理的、社会的障壁などにより、障がい者の自立や社会参加が阻害されることなどに関する問題を取り上げます。

＜現状と課題＞

国は、1993（平成 5）年に策定した「障害者対策に関する新長期計画－全員参加の社会づくりをめざして－」及び1995（平成 7）年に策定した「障害者プラン～ノーマライゼーション7か年戦略」に基づき、「ノーマライゼーション^{*}」を基本理念の一つとする障がい者施策を進め、2002（平成 14）年に、障がい者が社会の対等な構成員として人権が尊重され、自己選択と自己決定の下に社会のあらゆる活動に参加、参画するとともに、社会の一員としてその責任を分担する共生社会の構築を基本方針とする「新障害者プラン」を策定しました。

しかし、現実には、障がいのある人に対する理解や配慮はいまだ十分ではなく、その結果として障がいのある人の自立と社会参加が阻まれており、「障がいのある人も地域の中で普通の暮らしができる社会に」というノーマライゼーションの理念は、完全に実現されているとはいえない状態にあります。

本市では、障害者手帳をもつ人は2006（平成 18）年3月31日現在、8,867人お

り、障がいの内容は、体の不自由な人や病気等の人、知的障がいのある人、精神障がいのある人、これらの障がいが複合的にある人などさまざまです。

障がい者を取り巻く環境には、他人の何気ない視線や言葉によって人間としての尊厳が傷つけられることや、就職や借家住宅入居などに際して差別的な扱いを受けること、また、社会基盤の整備に関する事など、多様な面で障壁が存在します。

これらの障壁を取り除いた社会づくりのためには、行政だけでなく社会を構成する者それぞれが役割と責任を意識して取り組む必要があります。

＜施策の推進方向＞

- *障がいのあるなしに関わらず、ともに暮らせる地域社会づくりに向けての取組みを推進します。
- *障がい者の権利や、障がいについて、理解を深めるための教育・啓発に努めます。
- *障がい者のための就労の場の確保や就労訓練に関する情報提供など、就労に対する支援に努めます。
- *障がい者が、住み慣れた地域で生活していくための支援に努めます。
- *障がい者への虐待などの防止や権利擁護を図るための相談支援に努めます。
- *障がい者が社会に参加しやすくするため、交通機関や施設などのバリアフリーやユニバーサルデザインへの取組みを推進します。

(5) 被差別部落出身者の人権問題（同和問題）

歴史上つくられた社会的身分差別により、一部の人々が被差別部落の出身であることを理由に、結婚を妨げられたり、就職で不公平に扱われたり、日常生活の上でいろいろな差別を受けることなどに関する問題を取り上げます

<現状と課題>

同和問題の解決に向け、1969（昭和44）年に同和対策事業特別措置法が施行されて以来、33年間に3度にわたり特別法が制定され、これに基づき国及び地方公共団体は、同和地区の生活環境の改善や地区住民の社会的、経済的地位向上のための特別対策を実施してきましたが、2002（平成14）年3月31日に特別措置法は失効し、特別対策も終了しました。

日本全体で見れば、同和問題に関する国民の差別意識は解消に向けて進んでいますが、インターネットや落書きなどによる差別事象が存在し、また、同和問題を口実に不当な要求をする「えせ同和行為」が、誤った認識を生み出しているという問題もあります。

本市では、同和地区の実態に応じ、地区住民と連携を図りながら生活環境の改善事業を実施してきました。同和問題に対する特別対策は、経過措置を含め平成16年度で終了し、本市においても、差別意識は解消に向かっていますが、まだ完全には解消されていない状況にあり、引き続き人権に関する総合的な施策の中で、その対応が求められています。

<施策の推進方向>

- * 同和問題についての正しい知識を深め、同和問題の心理的差別の解消に向けた教育・啓発に努めます。
- * 同和問題をはじめとするさまざまな人権問題に対する相談体制の充実に努めます。

(6) 外国人の人権問題

日本で生活するうえで、日本の国籍を持たない人が、言葉や文化、生活習慣の違いを起因とする誤解や偏見により、差別を受けることなどに関する問題を取り上げます

<現状と課題>

近年の国際化時代を反映して、日本に在留する外国人は年々増加しています。

国では、1979（昭和54）年に「国際人権規約」を、1996（平成8）年に「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する条約」（人種差別撤廃条約）を批准し、外国人の人権及び基本的自由を保障しています。

本市の外国人登録者数は、この10年間で1.5倍となり、2006（平成18）年12月31日現在、51カ国5,214人で、全市民の1.86%となっています。国籍別登録者数は、多い順でフィリピン、韓国・朝鮮、ブラジルなどとなっています。

また、本市の外国人市民は、日本人と結婚して住んでいる人や「特別永住権」を持つ韓国・朝鮮籍の人、働くために来日した日系南米人など、さまざまな立場の人達がいるほか、在留資格の無い人達もいます。

日本で暮らす外国人をめぐって、言語、宗教、生活習慣等の違いから、外国人に対する就労差別やアパートやマンションへの入居拒否、飲食店等への入店拒否、公衆浴場での入浴拒否などさまざまな人権問題が発生しています。

一方、外国人による犯罪の被害が数多く報道される今日、市民が防犯上の不安を抱くなどのことから、普通に暮らす外国人に対する偏見や差別などの発生が懸念されます。

また、言語の違いなどにより、外国人が行政サービスについて十分な情報が得られず、本来受けられるサービスを受けられないなどの問題も指摘されています。

<施策の推進方向>

- *多様な文化を持った人が理解し合い、地域で安心して暮らせるようにするための相互理解を促す取組みを推進します。
- *外国人が、地域でともに働き、生活し、多様なサービスを受けることができるための各種支援に努めます。
- *国籍を越えてすべての人々の人権が尊重され、社会に参加・参画できる仕組みづくりを進めます。

(7) 感染症患者等の人権問題

エイズ^{*}やハンセン病^{*}などの感染症にかかった人について、病気に関する正しい知識が不足するなどにより、日常生活の上で差別や偏見を受けることなどに関する問題を取り上げます

<現状と課題>

1907（明治40）年に制定された「らい予防法」が1996（平成8）年に廃止されるまで、ハンセン病患者に対する隔離政策が行われ、ハンセン病の患者は、偏見と差別の中で多大の苦痛と苦難を強いられてきました。この反省に立ち、2001（平成13）年には、ハンセン病の患者・元患者の名誉回復や福祉増進等を図ることを目的とした「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給に関する法律」が施行されました。

しかし、2003（平成15）年には、熊本県内のホテルで元患者のグループの宿泊を拒否するという事件が起き、また、当該事件の報道後に元患者側を中傷する内容の手紙や電話が相次ぐという問題が発生し、ハンセン病に対する偏見の根深さが示されました。

また、1992（平成4）年3月に改正された「エイズ問題総合対策大綱」で、エイズに対する正しい知識の普及、検査・医療体制の充実、相談・指導体制の充実及び二次感染防止対策の強化、国際協力及び研究の推進が重点対策として掲げられ、これら重点対策の推進に当たっては、プライバシーと人権の保護に十分な配慮を払うこととされています。一方、エイズ動向委員会は、2006（平成18）年9月現在、我が国のH I V^{*}の感染者は8,071人、エイズ患者は3,949人であり、年々増加傾向にあることを警告しています。

H I Vが性的接触以外の日常生活で感染する心配がないことは一般的に認識されつつありますが、知識不足や理解不足などからくる偏見や差別は解消されておらず、感染を明らかにした上で普通に社会生活を送ることは、依然困難な状況にあります。

こうしたことから、感染症患者等の人権が守られ、安心して日常生活を営むことができる社会を実現していくとともに、正しい知識の普及や理解を促進し、偏見や差別を取り除いていくことが必要となっています。

<施策の推進方向>

*エイズやハンセン病などの感染症に対する正しい知識の普及に努めます。

*H I V感染者やハンセン病患者等に対する偏見や差別をなくし、理解を深めるための啓発活動に努めます。

(8) 様々な人権問題

*** 犯罪に関する人権問題（犯罪被害者とその家族、刑を終えて出所した人）**

犯罪被害者やその家族は、犯罪行為による直接的な被害のみならず、その後のプライバシー侵害などさまざまな二次的被害を受けるなど、人権を侵害される場合があります。

刑を終えて出所した人や、犯罪者の家族等へのプライバシーの侵害、偏見の問題もあり、改めて地域社会の理解と協力が必要となっています。

<施策の推進方向>

*犯罪被害者とその家族の人権への配慮と擁護に資するための啓発活動に努めます。

*刑を終えて出所した人に対する偏見や差別をなくし、社会復帰に資するための各種啓発活動に努めます。

*** ホームレスの人権問題**

国は、2002（平成14）年に「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」を制定し、同法に基づき、2003（平成15）年に「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」を策定しました。

居住する場所を確保することができず、健康で文化的な生活を送ることができない人々において、地域社会とのあつれきが生じたり、嫌がらせや暴行を受けるなどの人権侵害等の問題も発生しています。

<施策の推進方向>

- * ホームレスに対する偏見や差別意識の解消に向け、広く人権意識の高揚を図るための啓発活動に努めます。
- * ホームレスの自立に向けた支援に努めます。

*** 情報に関する人権問題（インターネット等による誹謗中傷、プライバシー侵害）**

情報化社会の進展は私たちの生活に多くの利便と豊かさをもたらす一方で、情報管理上の不備等から個人情報の大量流出の深刻化、インターネットを悪用した誹謗中傷やプライバシー侵害、差別表現の流布など、新たな問題が発生しています。

<施策の推進方向>

- * インターネット利用のルールやマナーなど情報活用能力の教育・啓発に努めます。
- * 個人情報保護のための適正な取り扱いの促進を図ります。

*** その他の人権問題**

すべての人の人権を尊重するという視点に立ち、性同一性障害^{*}のある人や同性愛者の人権問題、情報化や国際化、最先端医療や遺伝子工学などの研究・技術の進展、地球環境などにより生じる新たな問題など、さまざまな人権問題の把握に努め、議論を深め対応に努めます。